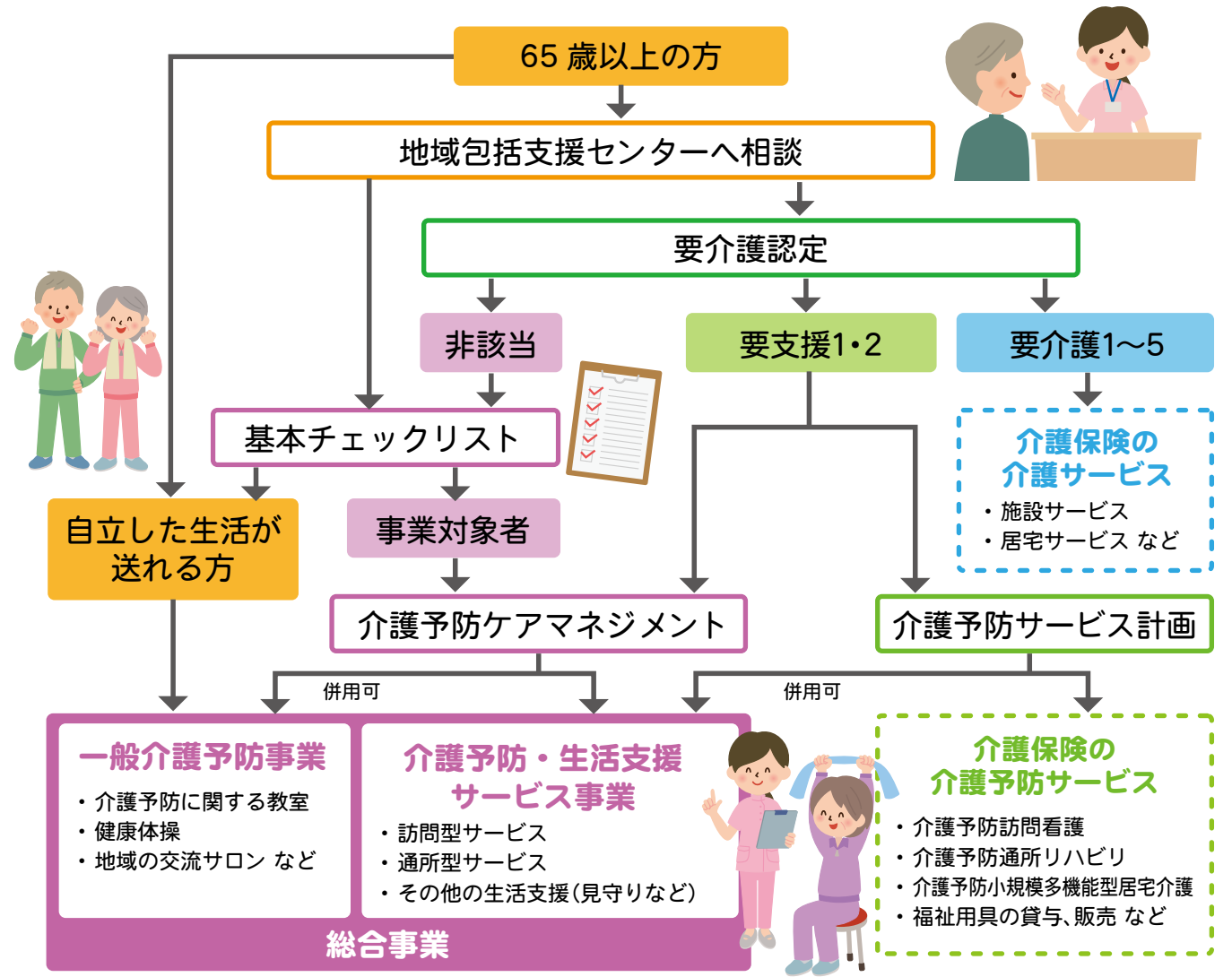


サービス利用の手順



特集

要介護認定がなくても利用できる

「総合事業」の介護予防サービス

今のところ介護の必要はないけれど、体力の衰えに不安を感じているという方は多いのではないのでしょうか。そんな方のために、要介護認定を受けていなくても利用できる「総合事業」のサービスがあります。その内容や、利用方法をご紹介します。

介護予防の必要性と総合事業が目指す地域づくり

介護予防とは、高齢者が要介護状態にならないように、生活機能の維持・向上をすることを目的とした取り組みです。一度要介護状態になってから、再び自立（介護を必要としない）状態まで機能を改善させるのは、非常に大変と言われていています。そのため、介護が必要な状態になつてから対処するのではなく、健康で元気なうちから対策することが大切なのです。

介護予防サービスは、主に「予防給付」と「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に分けられます。予防給付のサービスは、要介護の認定審査を受

けて要支援1〜2と認定された方が対象です。一方、総合事業のサービスは、65歳以上であれば要介護認定を受けていなくても利用することができます。

総合事業は、2017年からはじめた制度。市区町村ごとに地域の実情に応じたサービスを提供し、高齢者が安心して自立した生活を送るための支援を行います。介護保険制度のサービス内容や利用料金が全国一律なのに対し、総合事業では各自自治体独自の基準で設定しているのが特徴です。

総合事業における介護予防では、身体機能の維持・向上はもちろん、社会参加による生きがい・役割づくりも重要視されています。また、介護事業者だけ

でなく民間企業、協同組合、地域のボランティアなど多様な団体が主体となり、地域全体で支え合う体制を目指しています。

どんな人が利用できる？どんなサービスがある？

総合事業の内容は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2種類あり、それぞれ対象者とサービス内容が異なります。

◎介護予防・生活支援サービス事業

要支援1〜2の人、もしくは基本チェックリストの結果により、日常生活における何らかのリスク（危険）があると判定さ

れた方が対象。基本チェックリストとは生活の様子、身体機能の状態、栄養状態、外出頻度などを問うもので、65歳以上の高齢者であれば誰でも受けることができます。

具体的なサービスの例は、以下のとおりです。（サービス内容は自治体によって異なります。詳しくはお住まいの自治体窓口か地域包括支援センターにお問合せください）

- ・訪問型サービス……食事の支度や掃除、洗濯、買い物などの生活支援
- ・通所型サービス……デイサービスセンターなどの施設での運動機能訓練や体操、レクリエーションなど
- ・その他の生活支援サービス

……栄養改善を目的とした配食サービス、安否確認など

- ・介護予防ケアマネジメント……該当者が適切なサービスを利用できるよう支援

◎一般介護予防事業

地域の交流の場を充実させ、身近な場所で介護予防に取り組みめるよう支援する事業です。要介護認定の有無にかかわらず、65歳以上の方なら誰でも利用することができます。

- ・地域の交流サロン
- ・サークル活動
- ・健康体操
- ・介護予防に関する教室
- ・介護予防サポーター養成

総合事業を利用するには

総合事業の利用を検討されている方は、まずはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。そちらで基本チェックリストを受け、心身の状況を確認します。なお、既に要介護認定を受けている方は、基本チェックリスト無しで総合事業を利用できます。

基本チェックリストの結果、「事業対象者」と認定された

場合、ケアプランを作成してもらって介護予防・生活支援サービス事業の利用を開始します。もし事業対象者に該当しなくても、65歳以上の方なら一般介護予防事業を利用できます。

利用する際に注意したいこと

総合事業は要介護認定を受けていない人も利用でき、かつ基本チェックリストを受けてから短期間で利用を開始することができます。ただし、利用にあたっては注意もあります。例えば、入浴や排泄の介助といった身体介護を利用できるのは、要支援1〜2の方に限られます。また、身体介護などを除き、サービスの提供者は介護の専門職でない人も含まれるという点も理解しておきましょう。加えて、総合事業は自治体ごとに受けられるサービス内容に差があるため、隣の自治体のほうがサービスが豊富で料金も安いということも起こりえます。これらを踏まえた上で、自分に合ったサービスを利用しましょう。将来のために、楽しみながら介護予防に取り組みたいですね。

